令和８年１１月２日
尾張中央農業協同組合

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

尾張中央農業協同組合（以下「当組合」という）は、『「信頼と成長」を信条として、利用者ニーズに対応した事業サービスの提供と人と人の融和した豊かな地域社会づくりをめざします』との経営理念のもと、2017 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者のニーズに応える金融サービスの提供、ひと・いえ・くるまの総合保障の提案による豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

注）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、ＪＡ共済連）が、共同で事業運営しております。ＪＡ共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、ＪＡ共済連のホームページをご参照ください。

１　組合員・利用者への最良・最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

（１）金融商品

組合員・利用者に提供する金融商品は、組合員・利用者の取引の目的に応じ、社会情勢、手数料の水準等も踏まえ、組合員・利用者の多様なニーズにお応えできる商品を選定いたします。また、金融商品を提供する運用会社については、プロダクトガバナンスの取組を把握するとともに、JA バンク全体として金融商品を購入した組合員・利用者の属性等の情報について相互に情報連携を行い、運用会社における販売実態等に関する検証結果の提供を踏まえ、必要に応じて提案活動の改善や見直しを行います。なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則 2 本文及び(注)、原則 3(注)、原則 6 本文及び(注 2、3、6、7)、補充原則 1～5 本文及び(注)】

（２）共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者が、生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう、最良・最適な共済仕組み・サービスをご提供いたします。なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）のご提供は実施しておりません。

【原則 2 本文及び(注)、原則 3(注)、原則 6 本文及び(注 2、3、6、7)、補充原則 1～5 本文及び(注)】

２　組合員・利用者本位の提案と情報提供

（１）信用の事業活動

①　組合員・利用者の金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、組合員・利用者の属性・適合性を判断したうえでふさわしい商品のご提案・サポートをいたします。

②　組合員・利用者にご提供する商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、組合員・利用者の判断に役立つ情報をご提供いたします。

③　組合員・利用者にご負担いただく手数料について、明確化するとともに丁寧かつ分かりやすいご説明に努めます。

【原則２本文及び(注）、原則４、原則５本文及び(注１～5)、原則６本文及び(注1～5)】

（２）共済の事業活動

①　組合員・利用者に対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた、最適な保障・サービスをご提案いたします。

②　保障の加入にあたっては、組合員・利用者の意向を的確に把握・確認したうえで、十分に保障内容をご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施いたします。

③　特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明し、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。

④　保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者にご負担いただく手数料等はございません。

⑤　各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者に分かりやすいご説明を心がけるとともに、日々の接点を通じてより安心いただけるよう３Ｑ活動を始めとしたアフターフォローを実施いたします。

【原則４、原則５本文及び(注１～5)、原則６本文及び(注1、2、4、5)】

３　利益相反の適切な管理

当組合は、組合員・利用者の商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、組合員・利用者の利益を不当に害することがないように「利益相反管理方針」に基づき適切に管理し、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【原則３本文及び（注)】

４　組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合は、ライフプランに合わせた金融商品・共済仕組み・サービスを提供できるよう、職員の継続的・定期的な研修を実施するとともに、資格取得を支援し高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人

材を育成し、組合員・利用者本位の業務を実現するための態勢を構築いたします。

また、当組合は、組合員・利用者からいただいた「声（お問合せ・ご相談、ご要望、苦情など）」を誠実に受け止め、業務改善に努めます。

【原則２本文及び(注)、原則６(注５)、原則７本文及び(注)】

（※）上記の原則及び注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024 年９月改訂）との対応を示しています。